

事 業 主 様

西日本パッケージング健康保険組合  
理 事 長 三木 秀一

## 「オンライン資格確認等システム」による 保険者間の特定健診情報照会及び提供について

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

先般、令和 3 年 2 月と 5 月にご案内しました医療機関や薬局の受診時に、健康保険の資格が確認できる「オンライン資格確認等システム」が 10 月より本格稼働されます。

「オンライン資格確認等システム」の機能には、健康保険の資格が確認できるだけでなく、健診情報や薬剤情報の閲覧など下記のような機能があります。

健康保険組合では、特定健康診査及び特定保健指導（特定健診等）データについて、「高齢者の医療の確保に関する法律」（高確法）の規定により、保険者は、加入者が加入していた保険者に対して、当該加入者の特定健診等データの提供を求めることができ、特定健診等データを求められた保険者は、特定健診等データの写しを提供しなければならないこととなっています。

今回、令和 3 年 2 月 5 日に「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 26 号）が交付され、従来は、当該加入者の同意をとり、光ディスク等の送付による提供することとなっていました。これに加え、「オンライン資格確認等システム」を活用する場合は、当該加入者への同意の取得等を不要とする改正が行われ、令和 3 年 2 月 20 日より施行されました。

つまり、40 歳以上の方が事業所（会社）に就職され当健康保険組合の被保険者（40 歳以上の被扶養者も対象）になられた場合、当健康保険組合は、オンライン資格確認等システムを利用して、以前に加入していた保険者（協会けんぽなど）に対して、加入者の同意なしで特定健診等データの提供を依頼できるということです。なお、「オンライン資格確認等システム」の特定健診等データは令和 2 年 4 月から対象のため、それ以前は、従来通り同意が必要となります。

今回の改正では、「オンライン資格確認等システム」を利用して特定健診等データの提供を行う場合であっても、加入者は、以前に加入していた保険者が保有している特定健診等データを現保険者（西日本パッケージング健康保険組合）に提供することを希望しない場合は、希望しない旨の申出（別添「不同意申請書」の提出）が可能であります。

つきましては、令和 2 年 4 月以降に、40 歳以上の方を採用され、当健康保険組合に加入した場合、その加入者に、以前に加入していた保険者から特定健診等データ（令和 2 年 4 月以降）の提供を西日本パッケージング健康保険組合が提供を受けてもよいかどうか伺ってもらい、もし提供を希望しない場合は、「不同意申請書」の提出をお願いいたします。

なお、保険者間での特定健診等データの提供の仕組みは、平成 20 年から始まりましたが、当健康保険組合では、他の保険者に対して健診等データの提供を依頼したことはありません。また、提供したこともありません。今回、「オンライン資格確認等システム」を利用して同意なしで特定健診等データの提供を可能に改正されたのは、経年の健診結果を基に的確な保健指導を実施することが、健康保険組合に求められているからです。よって、今後、当健康保険組合でも、保健指導のため「オンライン資格確認等システム」を利用して健診結果を取得していく予定です。

## 記

### 1 特定健診（特定健康診査）とは

- ① 40歳以上の法定健診（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）
- ② 当健康保険組合の場合は、「簡易成人病健診」「人間ドック」「東振協の生活習慣健診健診」「京都工場保健会の生活習慣病健診」など、補助対象の健診で40歳以上が対象。  
※保険者間でのデータの提供は、40歳から74歳までの方の特定健診等のデータが対象。  
※がん検診等、当健康保険組合独自の健診項目は、特定健診には含まれません。  
※特定保健指導のデータは、指導記録ではなく、実施しかたどうかのみ。

### 2 旧保険者が特定健診等データを保有しているかどうか

当健康保険組合の場合、被保険者は88%、被扶養者は30%の方の特定健診データを保有。しかし、以前勤めておられた事業所（会社）が法定健診を実施していたかどうか、また、特定健診データを保険者に提供していたかどうかは、当健康保険組合では分かりません。よって、旧保険者に対して特定健診結果の提供を要求しても取得できない場合があります。

### 3 「オンライン資格確認等システム」の主な機能

- (1) 健康保険組合の資格の確認（健康保険証・マイナンバーカード）
- (2) 医療機関・薬局で薬剤情報・特定健診情報の閲覧（患者の同意必要、マイナンバーカード）
  - ・特定健診情報は、当健康保険組合が提供（令和2年度分を3月に更新、以降毎月更新）（患者の同意のもと7月6日より閲覧開始）
  - ・薬剤情報は、審査支払機関が提供（10月予定）
- (3) 保険者間で特定健診・特定保健指導情報の情報照会及び提供
  - ・旧保険者から特定健診等の情報が、加入者の同意なしで取得可能となる（10月予定）  
（対象データは、令和2年度から）
  - ・不同意の場合、申請が必要
- (4) マイナポータルで医療費情報・医療費通知が閲覧予定（マイナンバーカード）
  - ・医療費情報は、審査支払機関が提供（11月予定）
  - ・医療費通知は、審査支払機関が提供（令和4年2月予定、確定申告が可能）※当健康保険組合では、従来通り紙での「医療費通知」を作成し3月上旬に送付
- (5) 医療機関・薬局で限度額認定証等の適用区分・認定疾病情報を閲覧
  - ・健康保険限度額適用認定証（同意が必要、健康保険証・マイナンバーカード）
  - ・健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（同意が必要、健康保険証・マイナンバーカード）
  - ・健康保険特定疾病療養受療証（同意が必要、マイナンバーカード）
  - ・健康保険高齢受給者証（同意が必要、健康保険証・マイナンバーカード）※「オンライン資格確認等システム」が普及の過渡期のため、当分の間当健康保険組合では、従来通り紙の証も作成します

### 4 マイナンバー登録について

平成28年秋に全加入者のマイナンバーを一斉に届けていただき、その後、取得届・異動届でマイナンバーを届出いただいておりますが、この度、厚生労働省が、当健康保険組合が登録したデータベースのマイナンバーと住民基本台帳のマイナンバーを突合した結果、全て正しいとされました（間違いはありませんでした）。ご協力ありがとうございました。今後とも正しいマイナンバーの届出にご協力をよろしくお願いいたします。

以上